

事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金改正予定のお知らせ

※下記は、平成30年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。

【平成30年4月1日に予定している主な改正内容】

1. **キャリア形成支援制度導入コース、職業能力検定制度導入コースが廃止となります。**
※制度導入・適用計画の提出を予定している方は、平成30年3月30日（金）までに助成金センターへ提出するようお願いします。
なお、平成30年3月31日（土）が提出期限となる制度導入・適用計画届（制度導入・適用期間の初日が平成30年5月1日（火）のもの）に限り、平成30年4月2日（月）までの提出が可能です。
2. **平成30年4月1日以降、キャリア形成支援制度導入コース、職業能力検定制度導入コースに対する制度導入・適用計画期間の変更届は提出できなくなります。**
※提出された制度導入・適用計画届に不備があった場合、文書による補正期限、又は、導入予定日の前日までに補正が完了されない場合、一律不認定となります。
なお、平成30年3月30日（金）までの提出であれば、提出日から6か月後までの間で導入予定日の初日を設定できますので、あらかじめ期間に余裕をもった導入計画の作成・提出をお願いします。
3. **教育訓練休暇付与コース（有給の教育訓練休暇を導入する事業主の方に対する助成）を新設いたします。**
※平成30年度の詳しい制度内容については、平成30年4月2日以降に厚生労働省ホームページにて掲載予定です。3月時点でお問い合わせいただいてもお答えできません。